

報 道 機 関 各 位

令和 4 年（2022年）12月1日（木） 9 時00分 配布

<p>項 目</p>	<p>令和 4 年度第 1 回オホーツク管内ゼロカーボン連携 ネットワーク会議の開催について</p>
<p>配付資料</p>	<p>オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク 設置要綱</p>
<p>内容及び 報道に当 たつての お 願 い</p>	<p>オホーツク総合振興局では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、管内 18 市町村が連携しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進めるため、オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワークを設置しました。</p> <p>つきましては、第 1 回会議を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日 時 令和 4 年(2022年) 1 2 月 2 日（金） 1 1 : 0 0 ~</p> <p>2 場 所 北海道オホーツク総合振興局 3 階 2 号会議室</p> <p>3 議 題 (1) 国の動向について (環境省地球環境局地球温暖化対策課より情報提供) (2) 道の動向について (北海道オホーツク総合振興局より情報提供) (3) 管内市町村取組事例紹介 (4) 地球温暖化対策推進法に基づく実行計画策定に係る事例紹介 (公益財団法人 北海道環境財団) (5) その他情報提供・意見交換</p>
<p>他のクラブ との 関 係</p>	<p></p>
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 主幹 酒井 勝浩 直通電話 0 1 5 2 - 4 1 - 0 7 6 3 (内線 2 9 5 1)</p> 

オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク 設置要綱

（目的）

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、オホーツク管内市町村が目指す姿を共有し、連携しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進めるための情報共有、連絡調整を行うことを目的としてオホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク（以下「連携ネットワーク」という。）を設置する。

（構成）

第2条 連携ネットワークは、別表1に定める構成機関をもって構成する。

（議題）

第3条 連携ネットワークの議題は、次のとおりとする。

- （1）脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関すること
- （2）脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関すること
- （3）脱炭素化に向けた調査及び研究に関すること
- （4）その他目的の達成のために必要な事項

（会議の開催）

第4条 連携ネットワークに座長を置き、オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

- 2 連携ネットワークは、座長が招集するものとする。
- 3 座長に事故があるときは、座長が予め指定する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて、構成機関以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 連携ネットワークの事務を処理するため、オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

（見直し期限）

第6条 本連携ネットワークは、令和4年11月14日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携ネットワークの運営等に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	機 関 名	職 名
市 町 村 ゼロカーボン 担 当 課	北見市 市民環境部（ゼロカーボン推進）	主 幹
	網走市 市民環境部生活環境課	課 長
	紋別市 市民生活部環境生活課	課 長
	美幌町 建設部環境管理課	課 長
	津別町 住民企画課	課長補佐
	斜里町 総務部環境課	課 長
	清里町 企画政策課	主 幹
	小清水町 町民生活課	課 長
	訓子府町 町民課	課 長
	置戸町 企画財政課	課 長
	佐呂間町 町民課	課 長
	遠軽町 総務部企画課	主 幹
	湧別町 住民税務課	課 長
	滝上町 まちづくり推進課	課 長
	興部町 まちづくり推進課	課 長
	西興部村 地域総合戦略室	室 長
	雄武町 住民生活課	課 長
大空町 住民課	主 幹	
事 務 局	北海道オホーツク総合振興局 保健環境部	くらし子育て担当部長
	環境生活課	課 長 主 幹